

令和6年度集団指導

移動支援事業費の請求方法について

練馬区 福祉部

障害者サービス調整担当課

障害者給付係



内容

- 1 提出書類について
- 2 請求・支払の流れ
- 3 報酬算定の方法
- 4 令和7年度からの変更点

1 提出書類について

提出書類

(1) 地域生活支援事業費請求書(原本)

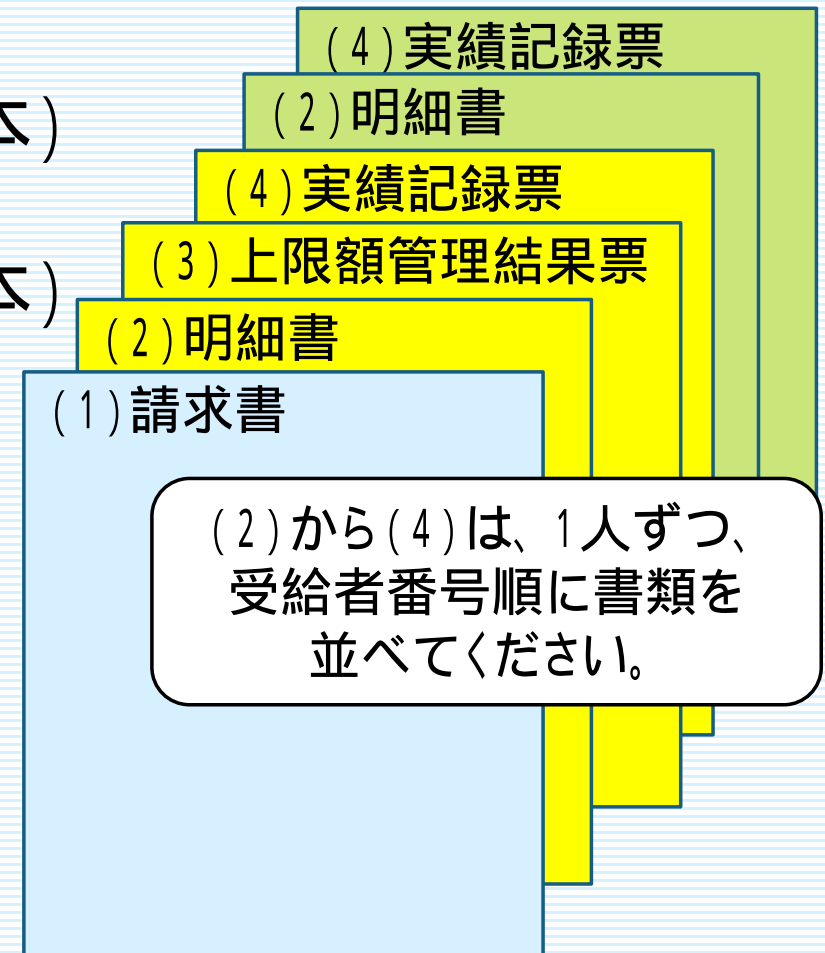
(2) 地域生活支援事業費明細書(原本)

(3) 利用者負担上限額管理結果票(写)
対象者のみ添付します。

(4) 移動支援提供実績記録票(写)
原本は事業所で保管してください。

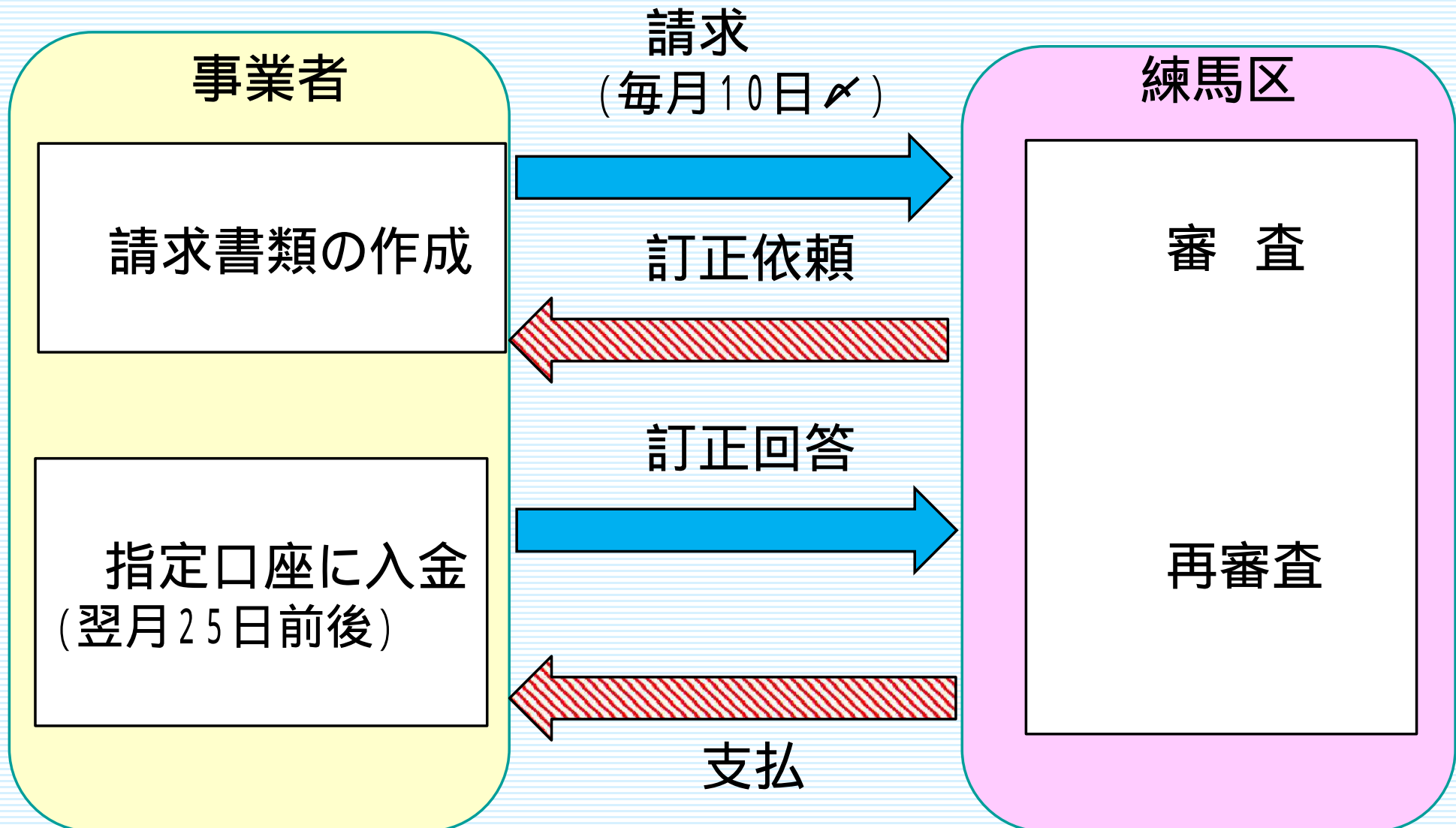
(5) 支払口座振替依頼書

初回の請求時や口座や名義が変更になった場合に提出します。



2 請求・支払の流れ

請求・支払の流れ



3 報酬算定の方法

- (1) サービスコードの種類
- (2) サービスコードの使用例
- (3) 算定上のルール

(1) サービスコードの種類

基本報酬コード

早朝・夜間加算コード

その他のサービスコード

基本報酬コード

基本報酬コード

サービス提供時間数に応じて請求するコード

基本報酬コード

移動支援用

通学介助用

送迎介助用

通所介助用

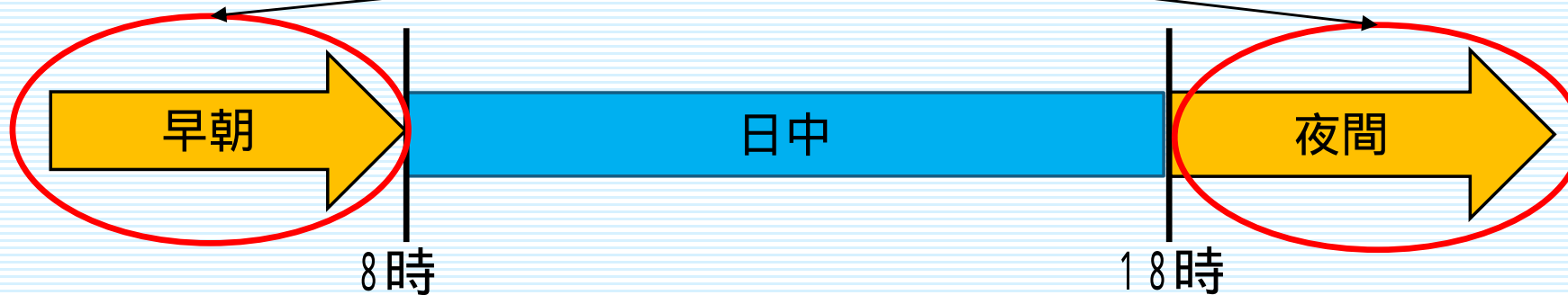
支援の内容に応じて使い分けて下さい。

早朝・夜間加算コード

早朝・夜間加算コード

支援時間に、日中以外の時間帯が含まれる場合に
基本報酬に**加算**して請求するコード

8時から18時以外の時間帯が
加算対象となります。



その他のサービスコード

○上限管理加算コード

複数事業所よりサービスを受けている利用者の利用者負担額の上限管理を行った事業所が、手数料として、請求するコードです。

○旅行コード

宿泊を伴う移動支援を行った場合に使用するコードです。

(2) サービスコードの使用例

「基本報酬コード」+「早朝・夜間加算コード」のケース

移動支援提供実績記録票																									
															令和	3	年	4	月分						
受給者証番号		3	0	0	0	0	1	2	3	4	5	事業所番号				1	3	6	2	0	0	1	2	3	4
支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)		練馬 次郎										事業者及び その事業所の名称		株式会社練馬 練馬事業所											
契約支給量		身体介護あり (50 H)																							
		身体介護なし (H)																							
日付	曜日	サービス提供時間		種別 【通学・送迎・ 通所】(※)	基本 時間数	うち 加算 時間数	行き先(経路)																		
		開始時間	終了時間																						
11	日	12:00	22:00		10.0H	4.0H	自宅→遊園地→自宅																		

使用するサービス
コードは、

移動(身あり)8.0H

×

1回

移動(身あり)8.0H超0.5Hごと

×

4回

移動(身あり)早朝・夜間加算4.0H

×

1回

(3) 算定上のルール

時間数の算定方法

2時間未満ルール

30分の内訳時間数の考え方

時間数の算定方法

移動支援提供実績記録票

														令和	3	年	4	月分					
受給者証番号		3	0	0	0	0	1	2	3	4	5	事業所番号		1	3	6	2	0	0	1	2	3	4
支給決定障害者等氏名(障害児氏名)		練馬 太郎										事業者及びその事業所の名称		株式会社練馬 練馬事業所									
契約支給量		身体介護あり (50 H)																					
		身体介護なし (H)																					
日付	曜日	サービス提供時間				種別 【通学・送迎・通所】(※)	基本 時間数	うち 加算 時間数	行き先(経路)														
		開始時間		終了時間																			
① 11	日	10:00		12:45			3.0H		自宅→公園→自宅														
② 12	月	8:00		8:40		通所	0.5H																

時間数は、30分単位で設定

- ・時間数が30分未満→0.5H
- ・時間数が30分以上、それ以降は
15分以上は繰り上げ
15分未満は切捨て

- | | | | |
|---|---------------|---|----|
| ① | 移動(身あり)3.0H | × | 1回 |
| ② | 移動(身あり)通所0.5H | × | 1回 |

2時間未満ルール

2時間未満ルールとは…

同じ日に複数回サービス提供があり、一つ前のサービス提供の終了時間と次の開始時間との間隔が2時間に満たない場合に、それぞれの時間数を合算するというもの。

ただし、前後のサービス種別が同じときに適用します。

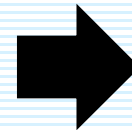
1

合算

移動支援

2時間未満
間隔

移動支援



サービス種別が前後で同じ

→前後を合算したサービス提供時間数の基本報酬コードを使用する

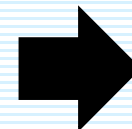
2

合算しない

通学介助

2時間未満
間隔

移動支援



サービス種別が前後で異なる

→合算せず、それぞれのサービス提供時間数に応じた基本報酬コードを使用する

2時間未満でサービス種別が同じ場合

移動支援提供実績記録票

														令和	3	年	4	月分					
受給者証番号		3	0	0	0	0	1	2	3	4	5	事業所番号		1	3	6	2	0	0	1	2	3	4
支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)		練馬 太郎										事業者及び その事業所の名称		株式会社練馬 練馬事業所									
契約支給量		身体介護あり (50 H) 身体介護なし (H)																					
日付	曜日	サービス提供時間		種別 【通学・送迎・ 通所】(※)	基本 時間数	うち 加算 時間数	行き先(経路)																
		開始時間	終了時間																				
① 7	水	8:00	9:00		1.0H		自宅→体育館																
② 7	水	10:00	11:00		1.0H		体育館→自宅																

合算

間隔が2H未満で、前後でサービス種別が同じなので、合算します。

移動(身あり) 2.0 H

× 1回

2時間未満だがサービス種別が異なる場合

移動支援提供実績記録票

																		令和		3	年	4	月分
受給者証番号		3	0	0	0	0	1	2	3	4	5	事業所番号		1	3	6	2	0	0	1	2	3	4
支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)		練馬 太郎										事業者及び その事業所の名称		株式会社練馬 練馬事業所									
契 約 支 給 量		身体介護あり (50 H)																					
		身体介護なし (H)																					
日付	曜日	サービス提供時間				種別 【通学・送迎・通所】(※)	基本 時間数	うち 加算 時間数	行き先(経路)														
		開始時間		終了時間																			
①	9	金	15:00		16:00		通所	1.0H															
②	9	金	16:30		18:00			1.5H		自宅→買い物→自宅													

間隔は2H未満ですが、前後でサービス種別が異なるので合算はせず、それぞれの時間数に応じた基本報酬コードを使用します。

移動(身あり)通所1.0H

×

1回

移動(身あり)1.5H

×

1回

30分の内訳時間数の考え方 (早朝→日中、日中→夜間の30分の算定方法)

日中の移動支援？

OR

早朝または夜間
の移動支援？

30分間のうち、日中と早朝または夜間の内訳時間を比較します。

内訳時間数が異なる場合

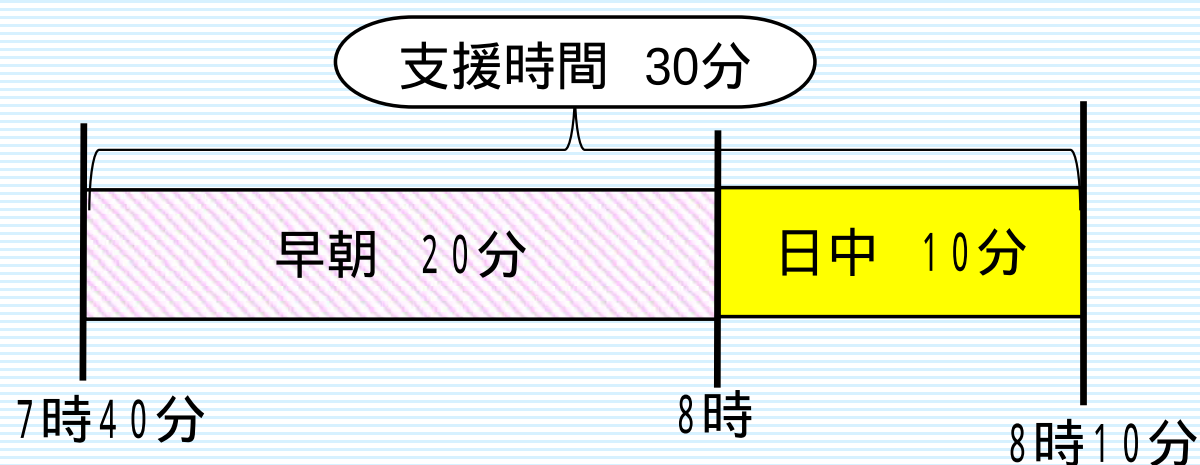
その30分間は、**内訳時間が大きい時間帯**の移動支援とみなします。

内訳時間数が同じ場合

その30分間は、**早い方の時間帯**の移動支援とみなします。

30分の内訳時間が 【日中】と【早朝or夜間】で異なる場合

(例) 身体介護ありで、7:40から8:10の移動支援



この場合の30分間は、内訳
が大きい早朝の移動支援と
みなされます。

よって、**加算対象**になります。

使用するコード

【基本報酬】
移動(身あり) 0.5 H

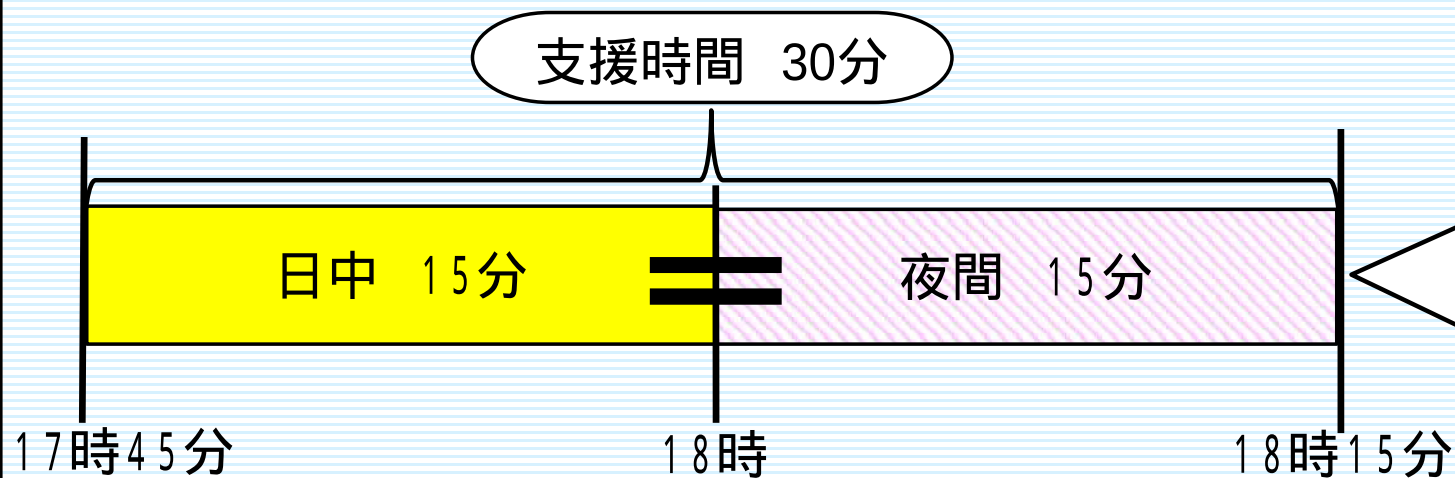
✕ 1回

【加算】
移動(身あり) 早朝・夜間加算 0.5 H

✕ 1回

30分の内訳時間が 【日中】と【早朝or夜間】で同じ場合

(例) 身体介護ありで、17:45から18:15の移動支援



この場合の30分間は、
時間帯が早い日中の移動支援とみなされます。
よって、**加算対象外**です。

使用するコード

【基本報酬】
移動(身あり)0.5H

✕ 1回

4 令和7年度からの変更点

令和7年4月より、
日中活動後の余暇支援の回数を
月5回から10回に増やします

解説

日中活動後の余暇支援とは・・・

- 移動支援は原則、居宅を始点・終点としての移動にご利用いただく事業ですが、日中活動先(就労継続支援B型、自立訓練、生活介護を提供する事業所に限る)での活動を終えた後の帰宅途中に余暇支援をすること。

請求等でご相談がありましたら、
障害者給付係までお問い合わせください。

【直通】

03 - 5984 - 1021

【メール】

SHOGAISISAKU06@city.nerima.tokyo.jp